

厚生労働大臣が定める掲示事項

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、四国厚生支局長に下記の届出を行っています。

1 基本診療料に係る届出

○医療DX推進体制整備加算 6

2 特掲診療料に係る届出

○外来・在宅ベースアップ評価料（I）

III 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称が記載されておりますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理で会計を行う場合のその代理人の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

IV その他の掲示事項

1 オンライン資格確認について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用しております。

2 一般名処方について

後発医薬品の使用促進や医薬品の安定供給に向け、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方を行う場合があります。ご不明な点はスタッフにお尋ねください。

3 長期処方箋等について

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方やリフィル処方せんの発行を行っています。担当医師の判断となりますので医師ご相談ください。

令和7年5月1日作成